資料１－４

総量規制基準について

１　総量規制基準の目的

閉鎖性海域である東京湾は、汚濁物質が滞留しやすく、濃度規制のみでは水質環境基準の確保が困難な水域であるため、工場及び事業場の排水について、濃度規制に加えて、汚濁負荷量を削減する総量規制が導入されている。

「総量規制基準」とは、総量削減計画を推進するための方途の一つであり、指定地域内事業場（指定地域内の特定事業場で、１日当たりの平均的な排出水の量が５０㎥以上のもの）から排出される排出水の汚濁負荷量について定める許容限度である。

２　総量規制基準値の算出方法について

総量規制基準値の基本式は、以下のとおりである。なお、一つの指定地域内事業場に複数の業種がある場合は、それぞれの業種の区分ごとの化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、窒素含有量及びりん含有量の基準濃度（Ｃ値）と、各業種ごとの特定排出水の最大値を乗じて算出した汚濁負荷量を足して算出する。

総量規制基準値（Ｌ）　＝濃度（Ｃ値）×水量（Ｑ）×１０$^{-3}$
(kg／日)　(mg／L)　(m^3／日)

各指定地域内事業場の総量規制基準に適用される規制基準は、業種等ごと及び時期別水量（特定排水量の増加があった時期の区分）ごとに、以下の式から算出される。

	単位	総量規制基準値の算出式
ＣＯＤ	kg／日	Ｌｃ=Ｃｃ・Ｑｃ×１０$^{-3}$ または Ｌｃ=（Ｃｃｏ・Ｑｃｏ＋Ｃｃｉ・Ｑｃｉ＋Ｃｃｊ・Ｑｃｊ）×１０$^{-3}$（＊１）
窒　素	kg／日	Ｌｎ=Ｃｎ・Ｑｎ×１０$^{-3}$ または Ｌｎ=（Ｃｎｏ・Ｑｎｏ＋Ｃｎｉ・Ｑｎｉ）×１０$^{-3}$（＊２）
り　ん	kg／日	Ｌｐ=Ｃｐ・Ｑｐ×１０$^{-3}$ または Ｌｐ=（Ｃｐｏ・Ｑｐｏ＋Ｃｐｉ・Ｑｐｉ）×１０$^{-3}$（＊２）

（＊１）昭和 55 年 7 月 1 日以降特定施設が新増設された場合等に適用（特別の総量規制基準）

（＊２）平成 14 年 10 月 1 日以降特定施設が新増設された場合等に適用（特別の総量規制基準）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">時期別水量</th><th>ＣＯＤ※</th><th>窒　素</th><th>り　ん</th></tr>
<tr><th colspan="3">()　内は対応するＣ値の区分</th></tr>
<tr><td>～S55.6.30</td><td>この間の水量</td><td>Ｑｃ（Ｃｃ），
Ｑｃｏ（Ｃｃｏ）</td><td rowspan="3">Ｑｎ（Ｃｎ），
Ｑｎｏ（Ｃｎｏ）</td><td rowspan="3">Ｑｐ（Ｃｐ），
Ｑｐｏ（Ｃｐｏ）</td></tr>
<tr><td>S55.7.1
～H3.6.30</td><td>この期間に
増加した水量</td><td>Ｑｃｉ（Ｃｃｉ）</td></tr>
<tr><td>H3.7.1
～H14.9.30</td><td>この期間に
増加した水量</td><td rowspan="2">Ｑｃｊ（Ｃｃｊ）</td></tr>
<tr><td>H14.10.1～</td><td>この期間に
増加した水量</td><td>Ｑｎｉ（Ｃｎｉ）</td><td>Ｑｐｉ（Ｃｐｉ）</td></tr>
</table>

※ＣＯＤの時期区分については、一部上記表以外のものあり

●総量規制基準が適用される排水（特定排出水）

総量規制基準が適用される「特定排出水」は、事業活動その他の人の活動に使用された水であり、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水（例：雨水、一過性の間接冷却水など）は含まれない。

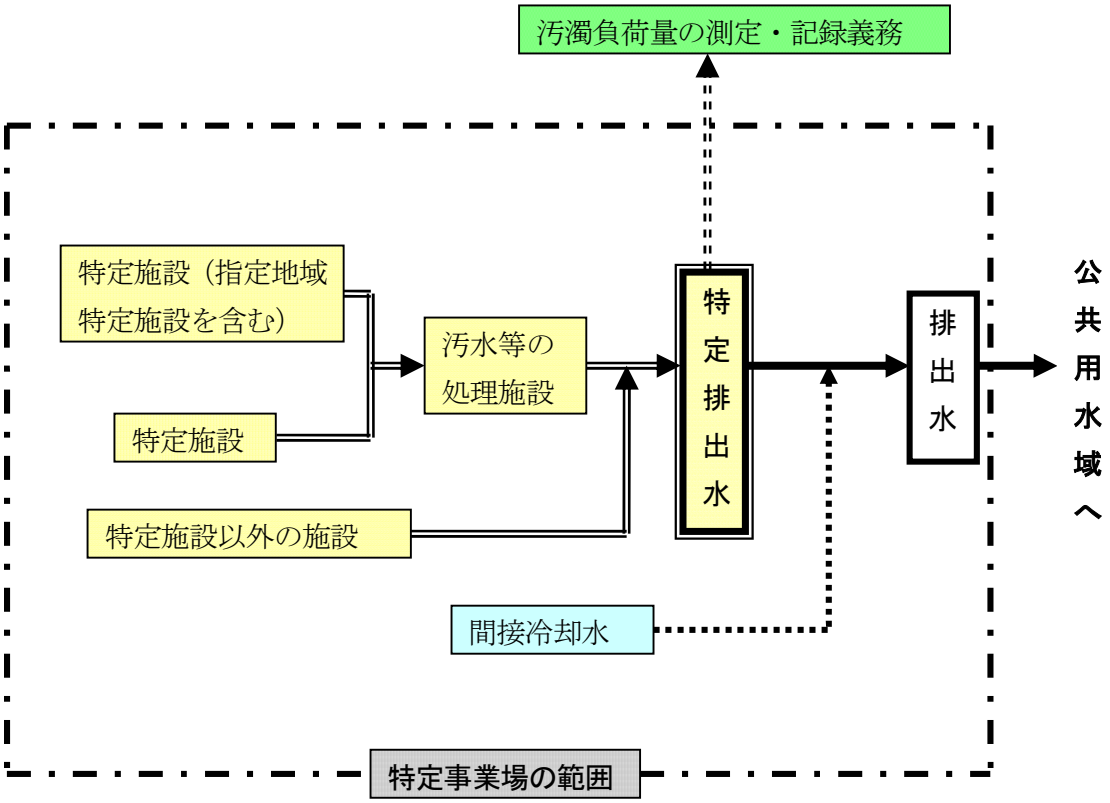

３　第９次総量削減計画における総量規制基準の取扱いについて

第９次総量削減基本方針では、汚濁負荷量削減の方途として、指定地域内事業場については適切な規制基準を定め、その遵守を図ることとされている。（資料１－６　３ページ）

本県では、以下の理由により、現行の総量規制基準を維持することが適当であると考えられるため、基準の見直しを行わず、引き続き、現行の規制基準を適用していく。

（１）ＣＯＤについて

令和３年３月の中央環境審議会答申「第９次水質総量削減の在り方について」では、「ＣＯＤの負荷削減に当たっては、特に生活排水対策に力点を置き、従来の工場・事業場の排水対策など産業系汚濁負荷に対する対策は現状の各種施策の維持」とされ、産業排水対策の強化が求められていない。

（２）窒素含有量及びりん含有量について

中央環境審議会答申では「窒素及びりんは、総量規制としての更なる汚濁負荷量の削減のための規制の強化は行わず、これまでの取組を維持」とされ、産業排水対策の強化が求められていない。

●参考：現行の規制基準

・化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成 29 年 6 月 30 日告示第 514 号）
・窒素含有量に係る総量規制基準（平成 29 年 6 月 30 日告示第 515 号）
・りん含有量に係る総量規制基準（平成 29 年 6 月 30 日告示第 516 号）